

## 第 4 章 調 整

### 第 1 節 労働争議の調整

#### 1 概 況

労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく調整事件（あっせん、調停、仲裁）の最近5か年における取扱状況は、4-1表のとおりである。

令和3年の取扱件数は、前年からの繰越し、新規申請ともに0件であった。

なお、調停は平成15年以降、仲裁は昭和51年以降申請がない。

また、使用者からの申請は平成10年以降、労使双方からの申請は昭和57年以降、職権による調整は昭和59年以降取扱いがない。

(4-1表) 調整事件の係属件数

年次	調整区分	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率 (%)
		前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ・不開始	打切り・不調	計		
29	—			0				0	0	—
30	あっせん		1	1				0	1	—
元	あっせん	1	2	3		1	2	3	0	0.0
2	—			0				0	0	—
3	—			0				0	0	—

注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始（規則65Ⅱ）の件数を除いて算出したものである。

※解決率＝解決 ÷ (解決＋打切り＋不調)

2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-2表のとおりである。

(4-2表) 産業別、企業規模別申請件数(新規)

年 次		29	30	元	2	3
調 整 区 分		—	あつせん	あつせん	—	—
新規申請件数		0	1	2	0	0
産 業	運輸業, 郵便業 道路旅客運送業		1 (1)			
	教育, 学習支援業 学校教育			1 (1)		
	医療, 福祉 医療業			1 (1)		
企 業 規 模 別	30人未満					
	30～ 99人					
	100～ 299人		1			
	300～ 499人			2		
	500～ 999人					
	1,000～4,999人					

注) ( ) は、内数である。

(2) 調整事項別件数

最近5か年における新規申請事件の調整事項別件数は、4-3表のとおりである。

(4-3表) 調整事項別件数(新規)

年次	29	30	元	2	3
調整区分	—	あつせん	あつせん	—	—
調整事項					
賃金等		1	3		
賃金増額					
一時金			(1)		
諸手当					
その他賃金		(1)	(2)		
退職一時金・年金					
解雇手当・休業手当					
団交促進			1		
合計	0	1	4	0	0

注) 1 複数の調整事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

2 ( ) は、内数である。

(3) 調整員構成別件数

最近5か年における新規申請事件の調整員構成状況は、4-4表のとおりである。

(4-4表) 調整員構成別件数(新規)

年次	29	30	元	2	3
区分	—	あつせん	あつせん	—	—
構成					
公1人、労1人、使1人		1	1		
公2人、労1人、使1人			1		
指名なし					
合計	0	1	2	0	0

(4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は、4-5表のとおりである。

(4-5表) 係属日数別件数

年次		29	30	元	2	3
調整区分		—	—	あつせん	—	—
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日			1		
	61日～90日					
	91日以上			2		
	計	0	0	3	0	0
	平均日数	—	—	113.3	—	—

注) 係属日数は、調整申請から終結までに要した日数である。

(5) 所要日数別件数

調整開始事件（調整員指名前に取下げ等のあった事件を除く）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の最近5か年における所要日数の状況は、4-6表のとおりである。

(4-6表) 所要日数別件数

年次	29	30	元	2	3	
調整区分	—	—	あっせん	—	—	
所要日数	1日～10日					
	11日～20日					
	21日～30日					
	31日～60日			1		
	61日～90日					
	91日以上			2		
	計	0	0	3	0	0
	平均日数	—	—	113.3	—	—

注) 所要日数は、調整開始（あっせん員の指名、調停開始の総会決議等）から終結までに要した日数である。

## 第2節 争議行為予告通知及び実情調査

### 1 争議行為予告通知の概況

令和3年における労働関係調整法第37条の規定に基づく当委員会への争議行為予告通知件数は2件であり、前年と同数であった。

#### (1) 業種別予告通知件数

予告通知件数の業種別内訳は4-8表のとおりであり、令和3年の件数は医療が2件となっている。

(4-7表) 業種別予告通知件数

業種別 年次	運輸事業				郵便又は 電気通信 事業	水道、電 気又はガ ス事業	医療又は 公衆衛生 事業	計
	鉄道業	道路旅 客	道路貨 物	その他	電気通信		医療	
29							2	2
30							2	2
元							2	2
2							2	2
3							2	2

注) 業種の区分は、予告通知者における主たる関係事業所の業種による。

#### (2) 予告通知の主要争議事項

予告通知の主要争議事項は、賃金引上げ、一時金等の経済的事項を内容とするものが多かった。

### 2 実情調査の概況

争議行為予告通知があったものについて、労働委員会規則第62条の2の規定に基づき実情調査を行った件数は4-9表のとおりであり、令和3年は25件である。

終結状況は、解決22件、打切り1件、繰越し2件となっている。

なお、関与の度合いについては、いずれも実情調査を続けながら交渉の推移を見守った。

(4-8表) 実情調査の実施状況

終結状況 年次	調査組合数			調査結果				
	前年 繰越し	新規	計	解決	打切り	あ っ せ ん 行 移	繰越し	計
29		26	26	22	1		3	26
30	3	26	29	22	2		5	29
元	5	26	31	24	3		4	31
2	4	26	30	27	3		0	30
3		25	25	22	1		2	25

注) 1件の予告通知に基づき複数の事業所を調査している場合が多いため、調査件数は、予告通知件数を上回る。

### 第3節 個別労働関係紛争のあっせん

#### 1 概況

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例に基づくあっせん事件の最近5か年における取扱状況は、4-10表のとおりである。

令和3年の取扱件数は5件であった。

(4-9表) 個別労働関係紛争あっせん事件の係属件数

年次	取扱件数			終結件数				次年繰越し件数	解決率(%)
	前年繰越し	新規申請	計	解決	取下げ不開始	打切り	計		
29		3	3			2	2	1	0.0
30	1	1	2			1	1	1	0.0
元	1	2	3	2			2	1	100.0
2	1	2	3	3			3	0	100.0
3		5	5		2	3	5	0	0.0

- 注) 1 解決率は、終結件数から取下げ及び不開始の件数を除いて算出したものである。  
 ※ 解決率 = 解決 ÷ (解決 + 打切り)
- 2 解決には、自主解決であっても、あっせん活動が解決に何らかの影響を及ぼしたと認められるものを含む。

## 2 新規申請の状況

### (1) 産業別、企業規模別申請件数

最近5か年における新規申請事件の産業別、企業規模別申請件数は、4-11表のとおりである。

令和3年新規申請件数の産業別内訳は、電気・ガス・熱供給・水道業が1件、卸売業・小売業が1件、生活関連サービス業、娯楽業が1件、サービス業（他に分類されないもの）が2件となっており、企業規模別では従業員数1～9人が1件、10～49人が2件、500人以上が2件となっている。

(4-10表) 産業別、企業規模別申請件数（新規）

年 次		29	30	元	2	3
新規申請件数		3	1	2	2	5
産 業 別	建設業 職別工事業 設備工事業					
	電気・ガス・熱供給・水道業 ガス業					1 (1)
	情報通信業 情報サービス業	1 (1)		1 (1)	1 (1)	
	卸売業・小売業 各種商品小売業 織物・衣服・身の回り品小売業			1 (1)		1 (1)
	学術研究、専門・技術サービス業 専門サービス業					
	生活関連サービス業、娯楽業 その他の生活関連サービス業 娯楽業		1 (1)			1 (1)
	医療、福祉 医療業 保健衛生 社会保険・社会福祉・介護事業	2 (1) (1)			1 (1)	
	サービス業（他に分類されないもの） 職業紹介・労働者派遣業 その他の事業サービス業					2 (1) (1)
企 業 規 模 別	1 ～ 9 人					1
	10 ～ 49 人	1	1	1	1	2
	50 ～ 99 人	1		1	1	
	100 ～ 299 人					
	300 ～ 499 人	1				
500人以上					2	

注) ( ) は、内数である。



(2) あっせん事項別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん事項別件数は、4-12表のとおりである。

令和3年の新規申請事件のあっせん事項は、「賃金等」に関するものが4件、「職場の人間関係」に関するものが2件、「その他」に関するものが1件となっている。

(4-11表) あっせん事項別件数(新規)

年次	29	30	元	2	3
あっせん事項					
経営又は人事	3			1	
解雇	(1)				
配置転換、出向・転籍	(1)				
退職	(1)				
その他経営又は人事				(1)	
賃金等			2	1	4
賃金未払			(2)		
退職一時金					(1)
諸手当				(1)	(1)
その他賃金					(2)
職場の人間関係		1			2
パワハラ・嫌がらせ		(1)			(2)
その他					1
その他					(1)

注) 複数のあっせん事項を有する事件があるため、係属件数とは一致しない。

(3) あっせん員構成別件数

最近5か年における新規申請事件のあっせん員構成状況は、4-13表のとおりである。

(4-12表) あっせん員構成別件数(新規)

年次	29	30	元	2	3
構成					
公1人、労1人、使1人	3	1	2	2	4
公2人、労1人、使1人					
指名なし					1
合計	3	1	2	2	5

#### (4) 係属日数別件数

最近5か年における終結事件（前年からの繰越しを含む。）の係属日数の状況は4-14表のとおりである。

(4-13表) 係属日数別件数

年次		29	30	元	2	3
係属日数	1日～10日					
	11日～20日			1		
	21日～30日	1		2		
	31日～60日	1	1	1	1	1
	61日～90日			3	1	2
	91日以上				1	1
	計	2	1	7	3	4
	平均日数	29.0	42.0	45.9	116.0	69.0

注) 係属日数は、あっせん申請から終結までに要した日数である。

#### (5) 所要日数別件数

最近5か年におけるあっせん開始事件（あっせん員指名前に取下げ等のあった事件を除く。）のうち終結した事件（前年からの繰越しを含む。）の所要日数の状況は、4-15表のとおりである。

(4-14表) 所要日数別件数

年次		29	30	元	2	3
所要日数	1日～10日			1		
	11日～20日	2		1		
	21日～30日		1			1
	31日～60日			4		2
	61日～90日					1
	91日以上					
	計	2	1	6		4
	平均日数	15.0	23.0	36.5		42.75

注) 所要日数は、あっせん開始（あっせん員の指名）から終結までに要した日数である。

### 3 あっせん事件の概要

令和3年に係属した個別労働関係紛争あっせん事件の概要は、4-16表のとおりである。

(4-15表) 個別労働関係紛争あっせん事件一覧表  
(新規)

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
3-1 (52)	A個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 3.1.14 (終結日) 3.1.19	【申請者】労働者 【被申請者】卸売・小売業(1~9人) 【あっせん事項】その他賃金 【あっせん回数】0回 【経過】 労働者の離職に伴い、発生するはずだ った給与の支払いを求めたもの。 労働者が使用者と自主交渉した結果、 使用者から十分な説明を受け納得した として取下書の提出があり、あっせんは 終結した。	—
		取下げ		—
		6 (一)		—
3-2 (53)	B個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 3.1.14 (終結日) 3.3.17	【申請者】労働者 【被申請者】サービス業(他に分類されな いもの)(10~49人) 【あっせん事項】その他賃金 【あっせん回数】0回 【経過】 労働者の離職に伴い、発生するはずだ った給与の支払いを求めたもの。 あっせん開催前に、労働者からあっせ ん不参加の意向が示され、取下書の提出 があり、あっせんは終結した。	(公)本田 (労)佐藤 (使)中村
		取下げ		3.2.12
		63 (34)		3.2.12

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名 年月日
		係属日数 (所要日数)		
3-3 (54)	C個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 3.2.26 (終結日) 3.5.28	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 電気・ガス・熱供給・水道業 (500人以上) <b>【あっせん事項】</b> 退職一時金、諸手当 <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 労働者が、退職金の不足分(前勤務先の 勤続年数)及び手当(単身赴任手当、通勤 手当)の支払いを求めたもの。 あっせんでは、あっせん員が当事者の互 いの主張について説明し、歩み寄る余地を 引き出そうとしたが、当事者双方の意向に 歩み寄りが見られず、あっせんは打切りと なった。	(公) 河合 (労) 吉田 (使) 松川
		打切り		
		92 (72)		
3-4 (55)	D個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 3.10.5 (終結日) 3.12.8	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> 生活関連サービス業、娯楽業 (500人以上) <b>【あっせん事項】</b> パワハラ・嫌がらせ <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 労働者が、会社及び職員からパワハラを 受けた等と主張し、損害賠償(慰謝料)の 支払いを求めたもの。 あっせんでは、あっせん員が当事者の互 いの主張について説明し、歩み寄る余地を 引き出そうとしたが、当事者双方の意向に 歩み寄りが見られず、あっせんは打切りと なった。	(公) 石堂 (労) 山岸 (使) 柴田
		打切り		
		65 (37)		

事件 番号 (通算)	事件名	年月日	概 要	あっせん員
		終結区分		指 名
		係属日数 (所要日数)		年月日
3-5 (56)	E 個別労働 関係紛争あ っせん事件	(申請日) 3.10.5 (終結日) 3.11.29	<b>【申請者】</b> 労働者 <b>【被申請者】</b> サービス業（他に分類されな いもの）（10～49人） <b>【あっせん事項】</b> パワハラ・嫌がらせ、そ の他 <b>【あっせん回数】</b> 1回 <b>【経過】</b> 労働者が、会社及び職員からパワハラを 受けた等と主張し、損害賠償（慰謝料等） の支払いを求めたもの。 あっせんでは、あっせん員が当事者の互 いの主張について説明し、歩み寄る余地を 引き出そうとしたが、当事者双方の意向に 歩み寄りが見られず、あっせんは打ち切りと なった。	(公) 石堂 (労) 山岸 (使) 柴田
		打ち切り		
		56 (28)		3.11.2

注) 「係属日数」は、あっせん申請から終結までに要した日数であり、「所要日数」はあ  
っせん開始（あっせん員指名）から終結までに要した日数である。

## 第4節 労働相談

### 1 労働相談の概況

労働相談件数及び労働相談内容別件数の最近5か年の状況は、4-17表のとおりである。  
令和3年の労働相談件数は448件であり、前年(376件)と比較して19%増加した。また、労働相談内容別では、「賃金・手当」や「パワハラ・嫌がらせ」に関する相談が多かった。

(4-16表) 労働相談件数及び相談内容別件数の状況

年次		29年	30年	元年	2年	3年
相談件数		483	415	368	376	448
相談内容	組合関係	4	5	11	9	4
	団体交渉	2	6	1	2	1
	解雇	26	31	26	13	38
	配置転換、出向・転籍	10	9	5	2	0
	復職	6	2	1	2	0
	懲戒処分	4	3	3	4	8
	退職	51	47	40	48	64
	賃金・手当	110	100	95	86	86
	労働契約	6	11	4	16	29
	労働時間	17	14	14	13	28
	休日・休暇・休業	54	40	30	28	46
	社会保険・労働保険	55	38	42	45	50
	セクハラ	2	6	3	2	2
	パワハラ・嫌がらせ	70	69	56	57	114
その他	142	128	100	104	91	

注) 複数の内容を有する相談があるため、相談件数と相談内容ごとの件数の合計は一致しない。

## 2 出前無料労働相談会及び月例無料労働相談会の開催

県内の個別労働関係紛争の早期解決並びに労働委員会制度及びあっせん制度の周知を目的とし、4-18表のとおり出前無料労働相談会を県内13箇所で開催し、20件の相談があった。また、月例無料労働相談会を4-19表のとおり開催し、7件の相談があった。

(4-17表) 出前無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
2月20日(土) 午後1時～4時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)河合 (労)山岸 (使)平野
3月7日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)本田 (労)佐藤 (使)松川
6月13日(日) 午後1時～4時	北上市 (北上地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)原 (使)柴田
6月20日(日) 午後1時～4時	釜石市 (釜石情報交流センター)	(公)石堂 (労)佐藤 (使)中村
	二戸市 (カシオペアメッセ・なにやーと)	(公)河合 (労)山岸 (使)西村
6月27日(日) 午後1時～4時	奥州市 (奥州地区合同庁舎)	(公)本田 (労)原 (使)平野
	陸前高田市 (陸前高田市コミュニティホール)	(公)太田 (労)鈴木 (使)松川
7月16日(金) 午後5時～8時	矢巾町 (やはぱーく)	(公)太田 (労)佐藤 (使)柴田
10月3日(日)※ 午前10時～午後3時	盛岡市 (いわて県民情報交流センター アイーナ)	(公)石堂 (労)吉田 (使)中村
10月16日(土) 午後1時～4時	遠野市 (あすもあ遠野)	(公)本田 (労)原 (使)西村
	宮古市 (宮古地区合同庁舎)	(公)太田 (労)鈴木 (使)平野
10月24日(日) 午後1時～4時	一関市 (一関地区合同庁舎)	(公)長谷川 (労)山岸 (使)松川
	久慈市 (久慈地区合同庁舎)	(公)河合 (労)佐藤 (使)柴田

※ 10月3日(盛岡市)は、岩手労働局、岩手弁護士会等との関係機関合同労働相談会として開催。

(4-18表) 月例無料労働相談会開催状況

日 時	場 所	相談対応者
1月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)柴田
2月19日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)原 (使)松川
3月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)長谷川 (労)山岸 (使)中村
4月23日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)吉田 (使)平野
5月28日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)佐藤 (使)西村
6月25日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)佐藤 (使)柴田
7月30日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)原 (使)松川
8月27日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	令和3年8月12日の「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」に伴い中止。
9月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)本田 (労)鈴木 (使)平野
10月22日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)太田 (労)吉田 (使)西村
11月26日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)石堂 (労)鈴木 (使)柴田
12月24日(金) 午後1時15分～2時45分	盛岡市 (朝日生命盛岡中央通ビル)	(公)河合 (労)原 (使)中村